

令和3年度修正 芦屋市地域防災計画・水防計画の改定概要

令和3年7月 芦屋市防災会議及び幹事会

- 1 地域防災計画について
 - (1) 地域防災計画とは
 - (2) 芦屋市地域防災計画の見直し背景
 - (3) 主な改定概要

- 2 避難情報発令時の名称等及び避難行動の表現見直し
 - (1) 芦屋市地域防災計画 見直し背景
 - (2) 【芦屋市地域防災計画修正点①】避難情報の名称変更等
 - (3) 【芦屋市地域防災計画修正点②】避難行動の表現見直し
 - (4) 【住民周知及び理解に向けた本市の対応①】広報活動
 - (5) 【住民周知及び理解に向けた本市の対応②】その他の主な周知方法

- 3 洪水に関する避難発令基準の見直し
 - (1) 芦屋市地域防災計画 見直し背景
 - (2) 【芦屋市地域防災計画修正点①】避難情報の発令
 - (3) 【芦屋市地域防災計画修正点②】発令範囲

- 4 個別避難計画作成の努力義務化
 - (1) 芦屋市地域防災計画 見直し背景
 - (2) 【芦屋市地域防災計画修正点】個別避難計画の概要等を追記

- 5 参考資料

1 地域防災計画について

(1) 地域防災計画とは

災害対策基本法に基づき、各地方自治体が、それぞれの防災会議に諮り、災害に係る事務・業務を総合的に定めた計画です。

(2) 芦屋市地域防災計画の見直し背景

上位計画である国の防災基本計画や兵庫県の地域防災計画との整合を図ってより実効性の高い計画とすると共に、近年の災害において必要性が高まっている防災対策について修正を行います。

(3) 主な改定概要

①避難情報の名称変更等及び避難行動の表現見直し

⇒災害対策基本法の改正及びガイドラインの改定に伴い、避難情報の名称等を変更します。

また、「立ち退き避難」「屋内安全確保」「緊急安全確保」など、避難行動の表現見直しを行います。

②洪水に関する避難情報の発令及び発令範囲の見直し

⇒洪水浸水想定区域内の市民への避難情報の発令基準の見直しを行います。

③個別避難計画作成の概要等を追記

⇒本市では既に取り組みを行っていますが、災害対策基本法の改正に伴い内容を追記します。

2 避難情報発令時の名称等及び避難行動の表現見直し

(1) 芦屋市地域防災計画 見直し背景

① 災害対策基本法の改正

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法の一部が改正されました。それに伴い、避難勧告・避難指示の一本化や避難発令の名称変更など、本市が発令する避難情報の運用も一部変更となるため、芦屋市地域防災計画で関連する箇所の修正を行います。

② 内閣府(防災担当)発表 避難情報に関するガイドラインの改定

災害対策基本法の改正に合わせて、避難情報の発令基準や伝達方法、防災体制等の検討の参考となるべき事例を示した「避難情報に関するガイドライン」も改定されました。改定前のガイドラインを元に検討し記載していた、避難行動など避難情報発令時の留意点等について、改定後のガイドラインに基づいて本市の対応を検討し、芦屋市地域防災計画で関連する箇所の修正を行います。

< 芦屋市地域防災計画 主な修正箇所 >

【風水害対策編】 第1部災害応急対策計画 第5章避難収容活動 第1節避難誘導計画

【水防計画】 第9章水防活動 9.5避難のための立退き

※【5 参考資料】(1) : 15ページに補足を記載

2 避難情報発令時の名称等及び避難行動の表現見直し

(2)【芦屋市地域防災計画修正点①】避難情報の名称変更等

災害対策基本法の一部改正に基づき、下記の通り本市が発令する避難情報の名称等を変更します。

- ①避難のタイミングを明確にするため、**警戒レベル4**の避難勧告と避難指示(緊急)を「**避難指示**」に一本化
(現行で避難勧告を発令しているタイミングで、避難指示を発令する)
- ②災害が発生・切迫し、警戒レベル4での避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保するよう促す情報を、**警戒レベル5「緊急安全確保」**として発令
- ③早期の避難を促すターゲットを明確にするため、**警戒レベル3**の名称を「**高齢者等避難**」に変更して発令

改正後				改正前	
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報		
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)	
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~					
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (注)	・避難指示(緊急) ・避難勧告	
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難	避難準備・ 高齢者等避難開始	
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)	

名称等については  
**令和3年5月20日より運用開始**  
しています

※【5 参考資料】(2) : 16ページに補足を記載

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない  
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである  
 (注) 避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する

## 2 避難情報発令時の名称等及び避難行動の表現見直し

### (3)【芦屋市地域防災計画修正点②】避難行動の表現見直し

⇒詳細は配布資料2「令和3年_地域防災計画_新旧対照表【抜粋版】」参照

#### ・発令範囲及び対象者について

※【5 参考資料】(3) : 17ページに補足を記載

避難発令	変更前	変更後
緊急安全確保	既に災害が発生している状況を把握した場合に可能な範囲で発令	本市では災害発生状況を把握次第発令を行うが、国の方針のとおり、その状況を市が必ず把握できるとは限らない等から、必ず発令する情報ではない。 高齢者等避難及び避難指示と同様のエリアに発令する。
避難指示	通常の行動ができる者	災害リスクのある区域等の居住者で通常の避難行動ができる者。また、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し発令する。
高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者	災害リスクのある区域等の居住者で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者。また、必要な地域の居住者に対しに発令する。

#### ・発令のタイミングについて

避難発令	発令タイミング
緊急安全確保	既に災害が発生している状況または切迫している状況
避難指示	改正前の避難勧告の基準で発令
高齢者等避難	改正前と変更なし

## 2 避難情報発令時の名称等及び避難行動の表現見直し

### (3)【芦屋市地域防災計画修正点②】避難行動の表現見直し

⇒詳細は配布資料2「令和3年_地域防災計画_新旧対照表【抜粋版】」 参照

#### • 避難行動の表現の見直し

避難発令	追加した内容
緊急安全確保	居住者等が身の安全を確保するために避難所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「 <b>緊急安全確保</b> 」を中心とした行動へと行動変容するよう特に促したい場合に、 <b>必要と認める地域の必要と認める居住者に対し発令する</b> 。※本市では状況を把握次第すぐに発令を行うが、国の方針ではその状況を市が必ず把握できるとは限らないことから、必ず発令される情報ではないとされている。
避難指示	<b>災害が発生する前に避難所等への立ち退き避難を完了することを促す。</b>
高齢者等避難	<b>災害が発生する前に避難所等への立ち退き避難を完了することを促す。</b>

#### • 屋内退避⇒緊急安全確保への変更

変更前	変更後
屋内退避等が必要な事態としては、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると想定されるときである。この時は、屋内での待避その他の屋内での避難を行う。	<b>緊急安全確保</b> が必要な事態としては、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると想定されるときである。 <b>この時は、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する等が必要である。</b>

※【5 参考資料】(4) : 18ページに補足を記載



## 2 避難情報発令時の名称等及び避難行動の表現見直し

### (4)【住民周知及び理解に向けた本市の対応①】広報活動

#### ① 芦屋市防災情報マップ全戸配布

毎年更新し全戸配布している「芦屋市土砂災害・津波防災情報マップ」と今年度新規発行の「芦屋市洪水防災情報マップ(詳細は次項に記載)」において、今回の見直し内容を記載しています。これらのマップは6月中旬に全戸配布を行いました。

#### ② 避難情報及び行動周知チラシの全戸配布

①の防災情報マップ配布時に、避難情報の変更及び行動について記載したチラシを全戸配布しました。  
(8ページ参照)

#### ③ 芦屋市HP等での広報

芦屋市HPにおいて災対法改正前の内容で記載していた項目を更新し、5月20日から公開を開始しています。

【主な更新ページ】

- ・ホーム>防災・安全>防災>災害時の情報提供>市が発令する避難情報
- ・芦屋市FAQ 防災・防犯の項目





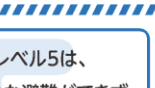
また、あしや防災ネットやSNSで発信を行うと共に、広報あしや7月号で特集記事を掲載します。

# 2 避難情報発令時の名称等及び避難行動の表現見直し

## 【参考】(4)② 全戸配布のチラシ

※国が公表しているチラシを元に、一部表現を芦屋市版に変更して全戸配布を行いました。

### 令和3年5月20日から ひなんしじ **避難指示で必ず避難** ひなんかんこく **避難勧告は廃止です**

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 <p>緊急安全確保※1</p>	<p>災害発生情報 (発生を確認したときに発令)</p>
4	 <p>避難指示※2</p>	<p>・避難指示(緊急) ・避難勧告</p>
3	 <p>高齢者等避難※3</p>	<p>避難準備・ 高齢者等避難開始</p>
2	 <p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>
1	 <p>早期注意情報 (気象庁)</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。  
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません!**

避難勧告は廃止されます。これからは、**警戒レベル4避難指示**で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障がいのある人は、**警戒レベル3高齢者等避難**で危険な場所から避難しましょう。

**発行：芦屋市 引用：内閣府(防災担当)・消防庁**

「避難」って何すればいいの?

小中学校や集会所に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「難」を「避」けること。下の4つの行動があります。

**行政が指定した避難場所への立退き避難**

自ら携行するもの  
・マスク  
・消毒液  
・体温計  
・スリッパ 等

小・中学校  
公民館

**安全な親戚・知人宅への立退き避難**

普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。  
※防災情報マップで安全かどうかを確認しましょう。

親戚・知人宅

**普段からどう行動するか決めておきましょう**

**安全なホテル・旅館への立退き避難**

通常の宿泊料が必要ですが、事前に予約・確認しましょう。  
※防災情報マップで安全かどうかを確認しましょう。

ホテル  
旅館

**屋内安全確保**

防災情報マップで以下の「3つの条件」を確認し自宅にも大丈夫かを確認することが必要です。

ここなら安全!


--- 想定最大浸水深 ---

※土砂災害の危険がある区域では立退き避難が原則です。

「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない(入っていると...)
- 浸水深より居室は高い
- 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分(十分じゃないと...)

※③水がひくまでの時間(浸水継続時間)は**市ホームページ**をご確認ください。



豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。



## 2 避難情報発令時の名称等及び避難行動の表現見直し

### (5) 【住民周知及び理解に向けた本市の対応②】その他の主な周知方法

防災安全課が行う下記の取り組みの中で今回の変更内容を重点的に説明する場を設け、災害リスクの認識や避難情報及び避難行動の理解を高めていきます。

- **避難確保計画作成促進**

土砂災害警戒区域などにある要配慮者利用施設に対して計画の作成促進を実施する。  
手引き及び様式の作成に加え、相談会を開催し施設側の疑問を解消する場を設ける。

- **地区防災計画策定支援**

本市の地区ごとの自主的な防災活動計画の策定を支援する。  
今年度は6地区の支援を予定しており、ワークショップで自身の避難行動について考える機会を設ける。  
また、専門家によるセミナーも実施する。

- **防災ガイドブックの発行**

今年度更新予定。防災に関する日頃の備えや台風等の知識、本市の取り組みなどを掲載する。

- **出前講座及び防災訓練等での周知**

コロナ禍の状況も加味しながら、地域の防災活動サポート及び訓練等を通じて避難のタイミングなど、行動を具体的に確認できる場を設ける。

### 3 洪水に関する避難指示等の発令基準の見直し

#### (1) 芦屋市地域防災計画 見直し背景

令和元年8月 兵庫県が水防法に基づく洪水浸水想定区域図を指定

⇒水防法に基づいた指定(水位周知河川): 芦屋川及び夙川

兵庫県総合治水条例による指定(上記以外の河川): 宮川及び堀切川

指定後は地域防災計画に次の5点を記載することが水防法で定められています。

- ①洪水予報等の伝達方法
- ②避難施設その他避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③洪水にかかる避難訓練の実施に関する事項
- ④浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の施設名称及び所在地(令和2年度に改定済み)
- ⑤その他洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保を図る必要があると認められるもの

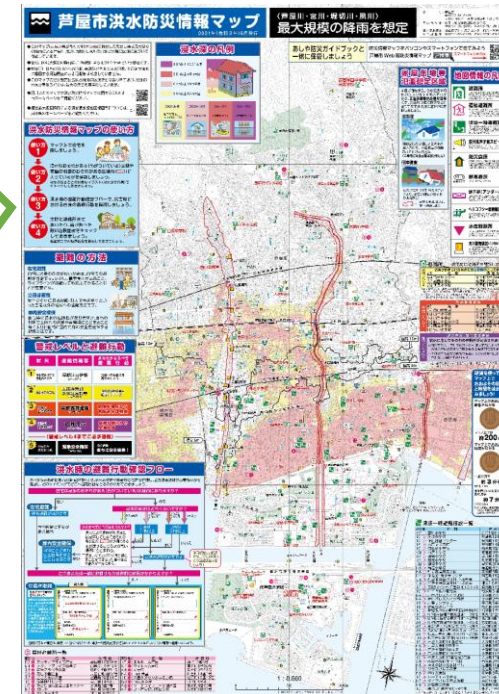
これらの項目は、既に芦屋市地域防災計画に掲載をしている項目ですが、今回の指定に伴い見直しを行います。

また、洪水浸水想定区域が指定された場合、水防法に基づき市町は避難方法等を住民に適切に周知するためのハザードマップ(防災情報マップ)を作成することが規定されています。本市では令和3年6月中旬に発行し、全戸配布を行いました。

#### 【芦屋市洪水防災情報マップ】

芦屋川及び宮川の想定最大規模での浸水想定区域に加え、洪水が発生した際、本市に影響を及ぼす想定となっている夙川及び堀切川の浸水想定も重ね合わせています。

浸水想定区域が重なるときは最大の深さを掲載しています。



### 3 洪水に関する避難指示等の発令基準の見直し

#### (2) 【芦屋市地域防災計画修正点①】避難情報の発令

本市では従前から、水位周知河川(※)である芦屋川の水位を基準に定め、その基準に基づいて洪水時の避難情報の発令を行ってきました。その基準は変更せず、「2 避難情報発令時の名称等及び避難行動の表現見直し」の内容を踏まえた避難情報の発令を行います。

警戒レベル	発令内容	発令基準
レベル5	緊急安全確保	既に災害が発生又は切迫している状況 ※本市では状況を把握次第発令の検討に入るが、国の方針では災害が実際に発生していることを把握した際に、可能な範囲で発令するものとされている
レベル4	避難指示	芦屋川が氾濫危険水位(1.7m)に達した時
レベル3	高齢者等避難	芦屋川が避難判断水位(1.4m)に達し、さらに上昇の恐れがあるとき



※ 水位周知河川: 洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により重大又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして、国又は県が指定した河川で、洪水特別警戒水位を定め、この水位に達したときは、その旨を水位又は流量を示して通知・周知します。

#### 【夙川が避難判断水位等に達した時の対応】

夙川が氾濫する場合は芦屋川も同じように切迫した状況であることが考えられるため、夙川が避難判断水位及び氾濫危険水位に達した際も、芦屋川の場合と同じエリアに避難情報を発令することを検討しています(次頁にて発令範囲を掲載)。

夙川も芦屋川と同じ水位周知河川であり、夙川による洪水は本市の一部に影響を及ぼします。



# 3 洪水に関する避難指示等の発令基準の見直し

## (3) 【芦屋市地域防災計画修正点②】発令範囲

芦屋川及び宮川は計画規模降雨で(※1)の浸水は発生しない想定となっています。また、下記の3点を考慮し、避難情報の発令範囲は想定最大規模降雨(※2)が発生した際の本市の全浸水想定区域(下図参照:色の付いている箇所)とします。

- ①水位周知河川である芦屋川は、氾濫時に堤防の決壊箇所から一気に浸水が広がるという特徴がある。
- ②芦屋川と宮川の浸水想定区域は重複しているエリアが多く、比較的河川同士の距離が近い位置にある。
- ③芦屋川の水位が上昇している際は宮川の水位も上昇していることが考えられる。

また、宮川の水位等については、設置されている水位計の数値を考慮しながらパトロール等でも確認を行います。

※1 「計画規模降雨」とは「河川整備の目標とする降雨」のことで、河川の流域の大きさや災害の発生の状況などを考慮して、定めるものとされています。

※2 堤防などの施設では防ぎきれない大洪水を発生させる降雨です。「想定最大規模降雨」は、当該河川に過去に降った雨だけでなく、近隣の河川に降った雨が、当該河川でも同じように発生するという考えに基づき、国において、日本を降雨の特性が似ている15の地域に分け、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量により設定されています。

### 避難情報の発令範囲

【芦屋市洪水防災情報マップイメージより抜粋】

芦屋市洪水防災情報マップで色のついている町全てに発令します。洪水防災情報マップは本市に影響を及ぼす4つの河川の浸水想定を重ね合わせたものであり、1つでも影響を受ける町は発令範囲の対象です。

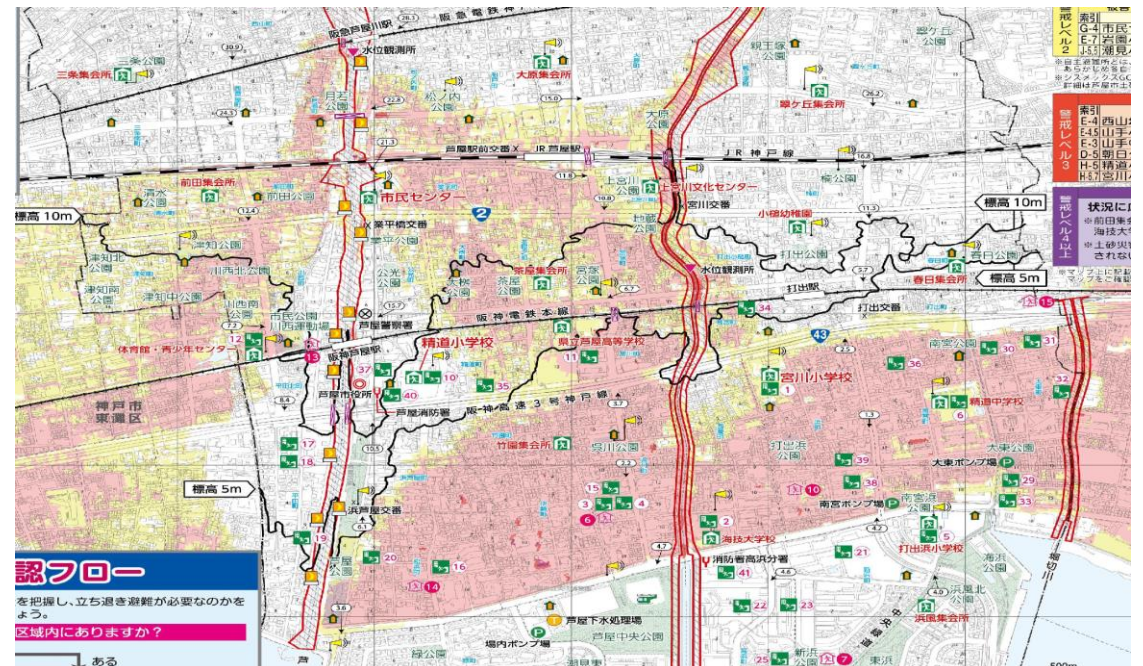
### <芦屋市地域防災計画 主な修正箇所>

#### 【風水害対策編】

第1部災害応急対策計画

第5章避難収容活動

第2節避難所計画



# 4 個別避難計画作成の努力義務化

## (1) 芦屋市地域防災計画 見直し背景

災害対策基本法の一部改正に伴い、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村へ作成の努力義務化がされました。※当該避難行動要支援者の同意が得られた場合

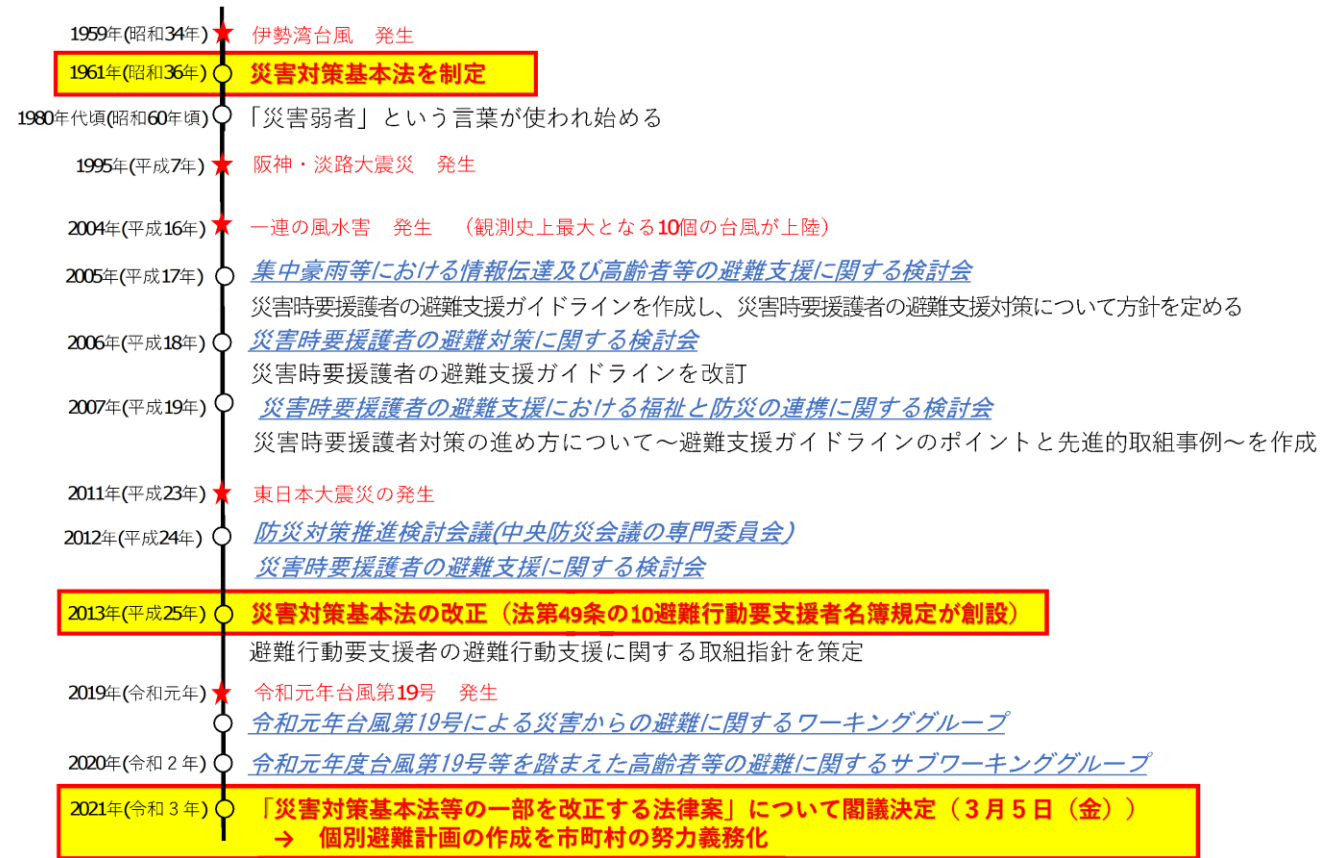
避難行動要支援者名簿(平成25年に作成義務化)は普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題があったことが理由です。

### 要配慮者の避難支援に関するこれまでの国の検討

これまで、台風の上陸や大地震、梅雨時期の豪雨等で高齢者等が犠牲となる被害が多く発生しており、そのたびに国で検討会が開かれ、高齢者等の要配慮者の避難支援について見直しが行われてきました。前回平成25年の災害対策基本法開催の際は「避難行動要支援者名簿(※)」に関する規定が追加されました。

#### (※)避難行動要支援者名簿

要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿の作成を義務づけた制度





# 4 個別避難計画作成の努力義務化

## (2) 【芦屋市地域防災計画修正点】個別避難計画の概要等を追記

### 個別計画とは

- 避難行動要支援者(高齢者、障害者等)ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

### 制度的な位置づけ

※) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月)

- 法的に位置付けられているものではなく、取組指針(※)において、「市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定することが望まれる」とされているもの。

### 策定状況

- 名簿作成済1,687団体のうち、名簿掲載者の個別計画を作成している市区町村数(割合)

(令和元年6月1日現在、消防庁調べ)

全部作成済	一部作成中	未作成
208団体	862団体	650団体
12.1%	50.1%	37.8%

### 対象者や内容

- 取組指針においては、避難行動要支援者を対象としている。
- 個別計画には名簿に記載されている情報に加え、以下のような情報を記録しておくこととされている。
  - ・発災時に避難支援を行う者
  - ・避難支援を行うに当たっての留意点
  - ・避難支援の方法や避難場所、避難経路
  - ・本人が不在で連絡が取れない時の対応 等

今回の災害対策基本法の一部改正に伴って地域防災計画に記載する内容は主に下記3点です。

### ①個別避難計画の概要

②対象となる本人の同意が得られた場合において、市に個別避難計画作成の努力義務がかかること

③防災安全課と福祉部が連携し、芦屋市の状況を踏まえた個別避難計画作成促進に努め、要配慮者支援など共助の取り組みを支援すること

## <芦屋市地域防災計画 主な修正箇所>

【共通編】 第2部災害予防計画 第2章災害復旧活動への備えの充実 第6節避難収容活動

## (1) 災害対策基本法の一部改正及び避難情報のガイドラインの改定背景

国の令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループにおいて実施したアンケートにより、下記の課題が明らかになりました。

- ①警戒レベル4避難勧告で避難せず被災する人が多いが、警戒レベル4の避難勧告、避難指示(緊急)の意味の違いが正しく住民に理解されておらず、また、両方が警戒レベル4に位置付けられ住民にわかりにくい
  - ・住民ウェブアンケートでは避難勧告・指示両方の意味を正しく理解していたのは2割未満
  - ・市町村向けアンケートでは警戒レベル4に避難勧告・指示の両方が位置付けられ住民にわかりにくいとの回答が約7割
- ②現行の警戒レベル5「災害発生情報」は、とるべき行動がわかりにくく、また、市町村が災害の発生を把握できず発令できないことが多いため、有効に機能していない
- ③現行の警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」は、名称が長く、また、一般の人に求める「避難準備」から名称が始まるため、高齢者等に避難を求める情報であることが伝わりにくい

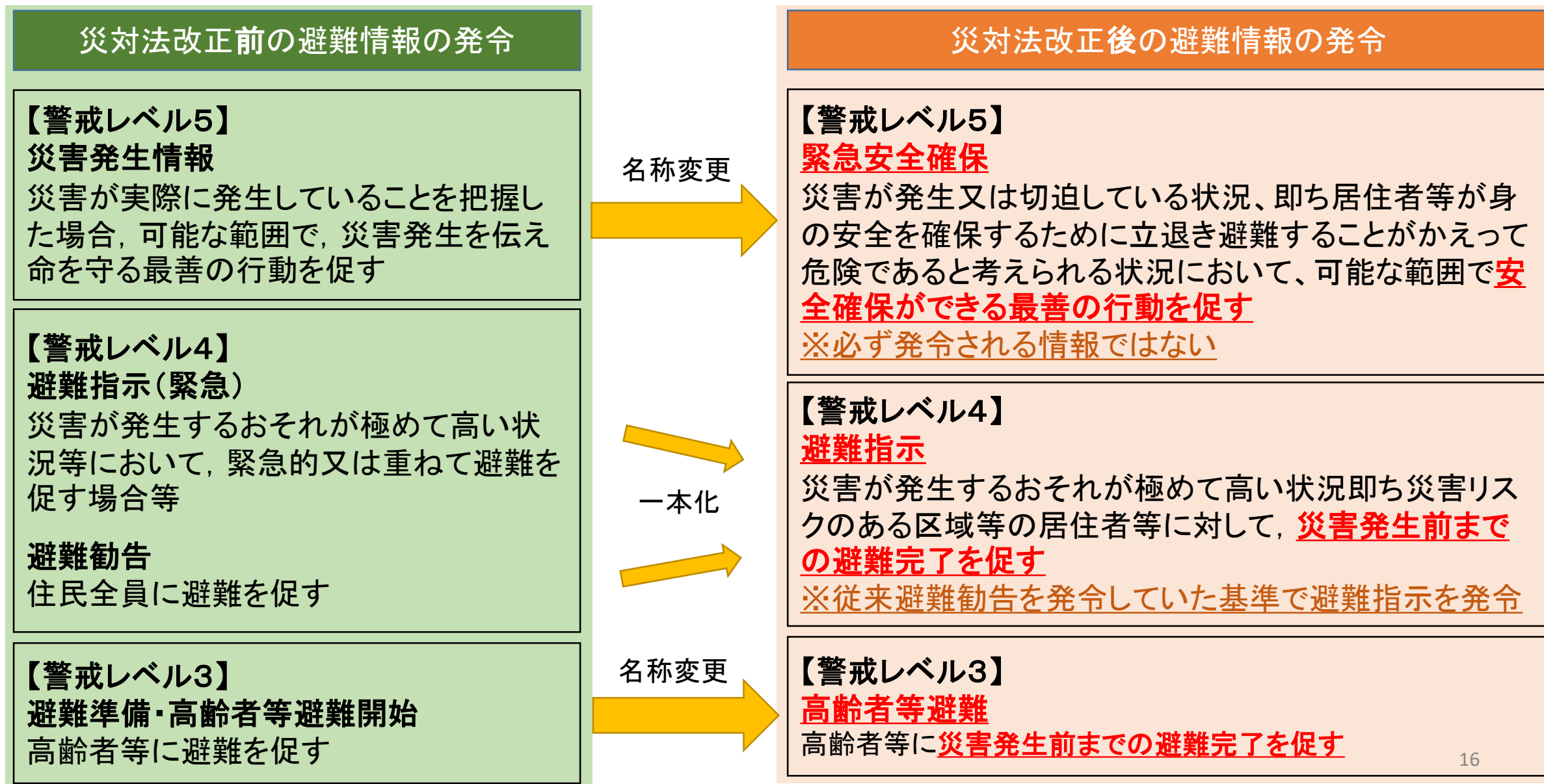
また、発令する内容についても

- ・想定される浸水が浅く、上階への避難や高層階に留まることで安全確保できる住民等に対しても、立退き避難しか勧告・指示することができない
- ・高齢者等に早期避難を促すことができる明確な規定がない

という見解が示され、災害対策基本法の一部改正及び避難情報のガイドラインの改定が行われることとなりました。

## (2) 災害対策基本法改正前後の比較

※4ページに記載した内容を説明しています。



## (3)「必要と認める居住者等」への避難指示等

※5ページに記載した内容を説明しています。

災害対策基本法の改正により、避難行動の表現見直しと併せて、同じ対象区域の中でも居住している位置によって、必要な居住者等にのみ避難を指示する、すなわち上層階の居住者等に対し必ずしも立退きを指示しないことが可能となりました。

○令和3年5月の災対法改正により、例えば、浸水想定区域内のマンション低層階や平屋に居住する者など立退き避難しないと命を脅かされるおそれがある「必要と認める居住者等」のみに対して立退きを求める避難指示等を発令することができることとなった。なお、同様の規定は 緊急安全確保措置の指示にも適用される。(下右図)

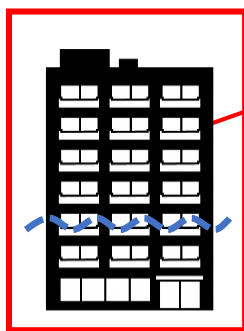
○ただし、居住者等の居住地の地形、住宅構造、家族構成、どの程度の浸水継続時間や生活への支障を許容できるか等には個々の違いがあり、市町村長が、そういった個々の事情を踏まえて、立退き避難すべき人だけに対し警戒レベル4避難指示を発令することは困難であることから、実際の運用では、従前どおり発令対象区域の居住者に対し、まとめて警戒レベル4避難指示を発令し、具体的な情報伝達のなかで、居住者等の自らの確認・判断で屋内安全確保も検討して下さい、という情報伝達をすることとして問題ない。(下左図)

## 芦屋市の取り組み

避難行動の違いが市民に伝わるよう、防災情報マップ等でイラストと共に示しています。また、防災ネット等で避難情報を発令する際の文言も見直し、「防災情報マップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません」と添えるなど分かりやすい避難発令に努めます。

## &lt;令和3年の災対法改正前&gt;

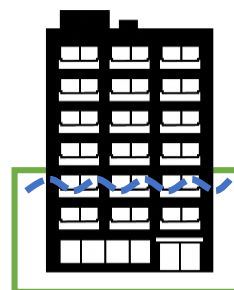
必要と認める地域の居住者等に避難のための立退きを指示






法律上は、上層階の居住者等も含め地域内の全員に立退き避難を指示せざるを得なかった。

## &lt;令和3年の災対法改正後&gt;

必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難のための立退きを指示



法律上、立退き避難が必要な居住者等のみ立退きを指示することができるようになったことで、例えば、上層階の居住者等に対しては、必ずしも立退き避難を求めないことが可能になった。

凡例   立退き避難を指示されている居住者等  
 浸水が想定される高さ



## (4) 国のワーキンググループでの検討に基づく避難行動の表現見直し

改正前の法では屋内での安全確保の際、付近にある堅固な建物への移動は対象となっていませんでした。今回の法改正では屋外への移動も含む身の安全を直ちに確保するための行動を「緊急安全確保措置」として指示できるようになり、それに伴い下記のとおり避難行動の分類が明確に示されています。

### ① 立ち退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

### ② 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

### ③ 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でのいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

※6ページに記載した内容を説明しています。



## (5) 避難情報と避難行動

※国の説明会資料を参考に掲載しています

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</li> <li>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</li> <li>・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>
<b>【警戒レベル4】</b> 避難指示 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれ高い</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</li> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>
<b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</li> <li>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。</li> <li>例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>
<b>【警戒レベル2】</b> 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況：気象状況悪化</li> <li>●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認</li> <li>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</li> </ul>
<b>【警戒レベル1】</b> 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ</li> <li>●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める</li> <li>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</li> </ul>